



栃木県公報

令和3(2021)年
9月30日(木)
号 外
第49号

目 次

規 則

○栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第四十三号

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和三十四年栃木県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免申請)</p> <p>第八条 条例第六条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、栃木県ライフル射撃場使用料減免申請書(別記様式第九号)を知事に提出しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用料の減免申請)</p> <p>第八条 条例第六条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、栃木県ライフル射撃場使用料減免申請書(別記様式第九号)を知事に提出しなければならない。</p>

(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成五年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)</p> <p>第十五条 条例第十一条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書(別記様式第六号)を知事に提出しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第十五条 条例第十一条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書(別記様式第六号)を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)